

## 令和4年度(2022年度)介護支援専門員等資質向上研修事業委託業務指示書

### 1 業務名

令和4年度(2022年度)介護支援専門員等資質向上研修事業委託業務

### 2 業務の目的・概要

地域における人材育成の観点から、一定の実務を経験した介護支援専門員（受講者）に対し、主任介護支援専門員（アドバイザー）による実習型研修を実施することにより、相互研鑽を通じて、介護支援専門員の実務能力の向上及び主任介護支援専門員の指導力の向上を図るとともに、将来的にアドバイザーとなりうる主任介護支援専門員の育成を目的とする。

### 3 事業内容

- (1) 初任介護支援専門員OJT
- (2) 主任介護支援専門員フォローアップ研修
- (3) 主任介護支援専門員資質向上研修

### 4 実施方法等

#### (1) 実施に当たっての基本的考え方

次の視点を踏まえた研修内容とすること。

#### ア 初任介護支援専門員OJT

- ① 実習プログラムによる、実践的知識・技術の習得
- ② 実習プログラムを通じて事業所間の教育交流を促すことによる、現任介護支援専門員に対する教育効率の向上
- ③ 実習プログラムの基本的な枠組みについては汎用的なものとし、特定の領域に苦手意識を持つ経験者層の教育課題に対応するため、扱うケースの特性に応じた構成
- ④ 主任介護支援専門員の指導者としての役割を担う機会を確保することによる、指導技能の向上

#### イ 主任介護支援専門員フォローアップ研修

- ① 研修プログラムによる、専門的知識・技術の習得
- ② 演習や実習を通じたスーパーバイズ技能の向上
- ③ 研修プログラムの基本的な枠組みについては汎用的なものとし、特定の領域に苦手意識を持つ経験者層の教育課題に対応するため、扱うケースの特性に応じた構成

#### ウ 主任介護支援専門員資質向上研修

次の内容のいずれかを含むものとする。

- ① 地域包括ケアシステムにおいて期待される主任介護支援専門員の役割
- ② 介護支援専門員への助言・指導力向上
- ③ 関係機関や多職種との連携技術
- ④ 地域課題発見や地域づくりのための知識・技術の習得
- ⑤ その他主任介護支援専門員の資質向上に資すること

#### (2) 実施内容

#### ア 初任介護支援専門員OJT

- ① 企画会議  
道及び運営事務局が、年間スケジュール、研修内容及びテキストについて検討し決定する。
- ② 集合もしくはオンラインでの全体研修（アドバイザー事前研修を含む。）
  - ・ アドバイザーが実際の同行を想定した監督指導の場面の演習事例を、外部観察者として評価し、自身の監督指導（スーパーバイズ）の傾向を客観的に把握することで、実習における適切な助言・指導能力を習得する。

- ・ 運営事務局で合わせたアドバイザーと受講者が組になり、受講者が提出する事例をもとにアセスメント確認演習を実施し、アセスメントとケアプランを客観的に確認することにより、アドバイザーと受講者の間で視点を共有化し、研修の目標を設定する。

### ③ 個別同行実習

アドバイザー及び受講者がそれぞれ担当するケースについてサービス担当者会議への出席及びモニタリング訪問を行い、サービス担当者会議での進行、調整、会議録作成に係る能力の習得及びモニタリング、事後調整のあり方を理解する。

### ④ 振り返り

受講者がプレゼンテーションによる研修の振り返りを行うことにより、他の受講者等との気づきの共有及びプレゼンテーション能力を習得する。

## イ 主任介護支援専門員フォローアップ研修

### ① 企画会議

道及び運営事務局が、主任介護支援専門員が初任介護支援専門員等を指導する上での課題などを把握し、年間スケジュール、研修内容及びテキストについて検討し決定する。

### ② 研修内容

主任介護専門員として求められる役割を理解し、介護支援専門員に対する助言・指導力を向上させるための実践活動の振り返りや事例検討などの演習、スーパービジョンの実習等を通じて、主任介護支援専門員としての資質向上を図る内容とする。

なお、研修時間は1時間30分以上とする。

## ウ 主任介護支援専門員資質向上研修

### ① 研修内容

研修の内容に応じ、講義、実践報告、演習等最適な方法の組合せで構成し、1時間30分以上実施するものとする。

### ② 開催地域

また、研修機会の少ない地域での研修受講機会を確保する観点から、原則、札幌市近郊以外での開催とする。

## (3) 研修修了証の交付

研修修了者に対し、研修修了証を交付する。

## (4) 開催方法

集合もしくはオンライン方式とする。なお、オンライン方式での開催とする場合には極力、双方向型での開催に努めること。

## 6 その他留意事項

- (1) 初任介護支援専門員OJT実施に係る個別同行実習の実施に当たっては、地域や受講者等の状況に応じ、ケース検討会議の出席及びモニタリング訪問の他に、退院前カンファレンスへの同席、在宅看護・在宅診療への同行等について、研修内容に盛り込むことも可能とする。

なお、この場合においては、関係機関と協議の上、プログラムを決定するとともに、必要に応じて、地域包括支援センターとの連携を図りながら進めること。

- (2) 初任介護支援専門員OJT及び主任介護支援専門員フォローアップ研修における講師の業務内容については、企画会議、全体研修、集合研修の講師及びアドバイザーの育成と指導とし、実務経験・講師経験について十分な要件を満たす者の中から、道と調整のうえ運営事務局が選出するものとする。
- (3) 運営事務局は、本研修を実施する市町村数に応じ、講師の必要数の確保に努めることとする。
- (4) 運営上知り得た個人の秘密の保持については、厳格に行うとともに、講師、ファシリテーター、アドバイザー、受講者に対して十分に留意するよう指導すること。
- (5) 研修の効果測定のため、研修受講者に対しアンケートを実施するものとする。

※その他の具体的内容については、別途、道及び受託事業所が協議の上決定をするほか、採択された提案内容は、契約締結時に協議の上修正・変更が加えられる場合がある。

なお、初任介護支援専門員OJT事業に使用する教材等に係る実費相当分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費については受講者が負担するものとする。

5 契約期間

契約締結日から令和5年(2023年)3月31日まで

6 予算上限額

10,198千円(消費税及び地方消費税相当額含む)

本プロポーザルは、令和4年(2022年)北海道議会第一回定例会の議決前であるため、議決結果によっては委託業務の内容及び積算上限額について、変更する場合又は事業が中止になる場合があります。その場合は、道と提案者の双方の協議により提案内容の変更又は契約を行わないことがあります。

以 上